第四条第二号中「液化フルオロカーボン十二」を「液化フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ、液化フルオロカーボン十二」に改め、ロ中「質量百グラムにつき」の下に「、液化フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆの容器にあっては内容積百十二立方センチメートル以上」を加え、ヌをルとし、ハからリまでをニからヌまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　液化フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆの容器にあっては、一・八メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、二・二メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

第四条第三号イ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、ト中「前号に適合する」の下に「液化フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ」を加え、チの表燃料容器以外の容器であって可燃性ガス以外のガスを充塡したものの項中「可燃性ガス以外のガス」の下に「（特定不活性ガスを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

燃料容器以外の容器であって特定不活性ガスを充塡したもの	高温に注意	高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一　炎や火気の近くでは注意して使用すること。 二　火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三　高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 四　火の中に入れないこと。 五　使い切って捨てること。 高圧ガス：使用するガスの種類

第四条第三号リの表使用中噴射剤が噴出する機構のものの項を次のよう改める。

使用中噴射剤が噴出する構造のもの	高温に注意	高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一　高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二　火の中に入れないこと。 三　使い切って捨てること。 高圧ガス：使用するガスの種類
		高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一　炎や火気の近くでは注意して使用すること。 二　火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三　高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 四　火の中に入れないこと。 五　使い切って捨てること。 高圧ガス：使用するガスの種類
火炎長試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として特定不活性ガスを使用しているもの		
火炎長試験による火炎が認められるものの又は噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの（特定不活性ガスを使用しているものを除く。）		

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二　令第二条第三項第九号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　分析機器内における高圧ガスであって、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。

イ　内容積が百ミリリットル以下であること。

ロ　使用時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

二　エアバッグガス発生器（内容積が百ミリリットルを超えるものに限る。）内における高圧ガスであって、次のイからハまでのいずれにも該当するもの。

イ　製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号。以下「製造細目告示」という。）第十二条の十六第一号イに適合する高圧ガスであって毒性ガス以外のものが封入してあること。

ロ　作動時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

ハ　法第四十四条第四項の容器検査又はこれと同等以上の検査における容器の規格に適用するものであること。

三　エアバッグガス発生器（内容積が百ミリリットル以下のものに限る。）内における高圧ガスであって、製造細目告示第十二条の十六第一号イに適合する高圧ガスであって毒性ガス以外のものが封入してあること。

四　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第一項に規定する空気銃（以下単に「空気銃」という。）又は第二十一条の三第一項に規定する準空気銃（以下単に「準空気銃」という。）内における高圧ガスであって、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。

イ　内容積が五百ミリリットル以下であること。

ロ　充塡されるガスが不活性ガス又は空気であること。

五　消火活動のため使用される放水銃内における高圧ガスであって、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。

イ　内容積が五百ミリリットル以下であること。

ロ　充塡されるガスが不活性ガス又は空気であること。

六　前二号に規定する空気銃、準空気銃又は放水銃へ高圧ガスを充塡するための設備内における高圧ガスであって、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。

イ　内容積が五百ミリリットル以下であること。

ロ　充塡するガスが不活性ガス又は空気であること。

七　冷凍設備へ高圧ガスを充塡するための設備内における高圧ガスであって、充塡するガスが二酸化炭素又はフルオロカーボン（不活性ガスに限る。）であること。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行の際現に改正前の高圧ガス保安法施行令関係告示第四条第三号チ表又はリ表に規定する表示すべき事項が表示されている容器については、改正後の高圧ガス保安法施行令関係告示第四条第三号チ及びリの規定にかかわらず、この告示の施行の日から一年六月間は、なお従前の例によることができる。